する。 大阪府規則で定める申請等  $\mathcal{O}$ 押印等に係る規定の暫定措置に関する規則を公布

令和三年三月十九 日

府知 吉村 洋文

## 大阪 第二十一号

大阪 大阪 る規 則の一般則で定める申請等  $\mathcal{O}$ 押印等に係る規定の 暫定措 置に 関 す

(趣旨

(申請等の押印等に係る規定の適用の暫定措置)の押印等に係る規定の適用の暫定措置)の押印等に係る規定の通りの び効率化 又はその委任を受けた者に対して行われる通知であって当該通知に関する他 の規則で定める様式により行うこととしているもの(以下 押印等に係る規定の適用についての暫定措置を定めるものとする。 に資するため、立の規則は、府民 府民の利便性の 届出その他の法令、条例及び規則に基づき知事性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及 「申請等」 という。)

第二条 条に 該規則の規定にかかわらず、 規定する申請等を除く。) の規則の規定により押印をすることとし 押印を要しないこととする。 のうち、 知事が別に定めるも  $\bigcirc$ 7 についている申請が は、等 次 当

第三条 わらず、 いる申請等 当分の間、 印及び署名を要しないこととする。 のうち、 うち、知事が別に定めるものについては、当該規則の規定に他の規則の規定により押印又は署名のいずれかをすることと

は則

 $\mathcal{O}$ 則 令 和三年 兀 月 日 カン 5 施行す る。